

長岡市指定給水装置工事事業者の新規申請・各種届出のご案内

●新規指定の手続き

提出書類		法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書 ※		●	●	表面と裏面、必ず両方記入してください。
添 付 書 類	機械器具調書（別表）※	●	●	
	誓約書（定められた様式）※	●	●	
	定款（写し）	●		余白に代表者の原本証明を記載してください。
	登記事項証明書（原本）	●		発行日から3カ月以内のもの。
	住民票		●	発行日から3カ月以内のもの。 ※個人番号は表示しないでください。
	給水装置工事主任技術者選任届出書 ※	●	●	指定後14日以内に届出。ただし、新規申請と同時に提出も可能。
	選任される主任技術者の免状（写し）又は主任技術者証（写し）	●	●	

※申請書等の様式は、長岡市のホームページからもダウンロードできます。

■申請手数料 10,000円（※説明会時に納付していただきます。）

■給水装置工事主任技術者について

給水装置工事の事業を行う事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

※「指定給水装置工事事業者指定申請書」の裏面に、すでに給水装置工事主任技術者の免状を有している人の中から、選任を予定している人の氏名を記入してください。

■機械器具について

国土交通省令で定める次の機械器具を有する者であること。

- ① 管の切断用の機械器具（金切りのこ等）
- ② 管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）
- ③ 管の接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
- ④ 水圧テストポンプ

■説明会について

- ① 説明会の日時は、申請日から概ね2週間以内に連絡いたします。
- ② 説明会は、長岡市水道局本局で行います。
- ③ 指定の場合「指定業者証」を交付します。また、指定手数料として1万円を納付していただきます。

●指定事項の変更手続き

名称及び所在地等の指定事項に変更等が発生した場合は、変更が発生した日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」を提出してください。

提出書類	氏名又は名称の変更		住所の変更		代表者の変更	役員の変更	備考
	法人	個人	法人	個人	法人	法人	
指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書 ※	●	●	●	●	●	●	
添付書類	定款（写し）	●		●		●	直近のもの。余白に代表者の原本証明を記載してください。
	登記事項証明書（原本）	●		●		●	発行日から3カ月以内のもの。
	住民票		●		●		発行日から3カ月以内のもの。 ※個人番号は表示しないでください。
	誓約書 ※ （定められた様式）					●	●

※申請書等の様式は、長岡市のホームページからもダウンロードできます。

■主任技術者の選任・解任について

給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から14日以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」を提出してください。
※選任する場合は、主任技術者の免状又は主任技術者証の写しを添付してください。

■事業の廃止・休止・再開の届出について

廃業や合併等による消滅などが生じた場合は、「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」を提出してください。

●廃止・休止 廃止・休止および給水装置工事主任技術者に欠員が生じた場合は、 <u>その日から30日以内</u> に提出してください。また、 <u>「指定給水装置工事事業者証」を返納</u> してください。
●再開（休止している事業者が給水装置工事の事業を再開する場合） <u>再開の日から10日以内</u> に提出してください。返納のあった事業者証を再交付します。

●留意事項

中之島地域は見附市給水地域のため、この地域の給水装置工事を行うには、見附市の指定を受けて下さい。

【見附市上下水道局】

〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 TEL：0258-62-1700

●申請及びお問い合わせ先

長岡市水道局業務課 〒940-0093 新潟県長岡市水道町 2-7-22
TEL：0258-38-8550 FAX：0258-36-4432